

岩手県医療局管理規程第7号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(付替処理)</p> <p>第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第26項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(金銭の制限額)</p> <p>第18条 会計出納員（組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(振替通知)</p> <p>第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(売却等)</p> <p>第151条 経営管理課総括課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって局長の承認を受けなければならない。ただし、病院の長が令達された予算の範囲内で行う器械、備品及び車両（<u>補助金、負担金及び資本剰余金</u>をもって取得したものを除く。）の処分に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第16条関係）</p>	<p>(付替処理)</p> <p>第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(金銭の制限額)</p> <p>第18条 会計出納員（組織規程<u>第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(振替通知)</p> <p>第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（組織規程<u>第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(売却等)</p> <p>第151条 経営管理課総括課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって局長の承認を受けなければならない。ただし、病院の長が令達された予算の範囲内で行う器械、備品及び車両（<u>繰延収益又は資本剰余金</u>をもって取得したものを除く。）の処分に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2（第16条関係）</p>

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード番号	備考
中間勘定	[略]				
定	地域病院勘定			[略]	同一の病院群内の特定病院と組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定			[略]	同一の病院群内の組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード番号	備考
中間勘定	[略]				
定	地域病院勘定			[略]	同一の病院群内の特定病院と組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定			[略]	同一の病院群内の組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。